

平成29年度 第1回豊山町生活支援体制整備協議体 次第

日時 平成29年6月28日(水)

午前10時00分

場所 豊山町保健センター

1. 次長挨拶

2. 議題

(1) 豊山町生活支援体制整備事業における協議体の目的について・・・資料1、2

(2) 豊山町の高齢者が必要とする生活支援の課題について・・・資料3、4

3. その他

【会議資料】

資料1 豊山町生活支援体制整備事業について

資料2 豊山町生活支援体制整備事業実施要綱

資料3 生活支援の課題について

資料4 豊山町的生活支援サービスに関する資源一覧表

平成29年度 第1回豊山町生活支援体制整備協議体議事録

1 開催日時 平成29年6月28日(水) 午前10時00分～午後12時00分

2 開催場所 豊山町保健センター 2階 研修室

3 出席者

(1) 参加者

豊山町民生委員協議会	中西 正司
豊山町老人クラブ連合会	江崎 弘
傾聴ボランティアみみっこ	今村 一正
ケアプランセンタービィンズ	池山 豊子
豊山町商工会	二村 勲
豊山町社会福祉協議会	寺町 智津代
豊山町生活福祉部保険課高齢者・介護係	大下 収吾

(2) 事務局

豊山町生活福祉部次長	堀尾 政美
豊山町地域包括支援センター保健師主任	長友 妙子
豊山町地域包括支援センター保健師	大関 沙依

4 議題

(1) 豊山町生活支援体制整備事業における協議体の目的について

(2) 豊山町の高齢者が必要とする生活支援の課題について

5 議事内容(要点筆記)

【司会】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成29年度第1回豊山町生活支援体制整備協議体を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます地域包括支援センター保健師の大関です。よろしくお願いいたします。

はじめに、生活福祉部次長の堀尾よりご挨拶申し上げます。

【生活福祉部次長挨拶】

本日はお足元の悪い中、会議にご参加頂きましてありがとうございます。町では、介護予防事業と致しまして、高齢者の方が生活支援ボランティア活動を通じ介護予防を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域全体で高齢者の方を支える体制作りの構築を目指しています。生活支援体制がう

まく構築できますように、この協議体で地域の現状把握や課題を共有して頂き、必要なサービスについて協議して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【司会】

会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、名簿、資料1「豊山町生活支援体制整備事業について」、資料2「豊山町生活支援体制整備事業実施要綱」、資料3「生活支援の課題について」、A3両面印刷の資料4「生活支援サービスに関する豊山町の地域資源一覧表」でございます。不足等はございませんか。

ここで本日の参加者の皆さんを名簿にそってご紹介します。豊山町民生委員協議会 中西正司様、豊山町老人クラブ連合会 江崎弘様、傾聴ボランティアみみっこ 今村一正様、ケアプランセンタービィンズ 池山豊子様、豊山町商工会 二村勲様、豊山町社会福祉協議会の寺町智津代様、生活福祉部保険課 高齢者・介護係の大下主事です。以上で参加者の皆様のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。生活福祉部次長の堀尾です。地域包括支援センターの保健師の長友です。そして保健師の大関です。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いにつきましては、「議事録の作成に関する指針」により、会議ごとに議事録を作成することになっております。

議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名については「非公開」としたいと思います。いかがでしょうか。ご異議もないようですので議事録は「要点筆記」、発言者は「非公表」とし、ホームページに公表いたします。

次第2の「議題」に移ります。まず、「(1) 豊山町生活支援体制整備事業における協議体の目的について」説明させていただきます。

【保健師主任】

「(1) 豊山町生活支援体制整備事業における協議体の目的について」資料1、2に基づき説明した。

【司会】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・ご意見のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願い致します。

無いようですので、続きまして「(2) 豊山町の高齢者が必要とする生活支援の課題について」説明致します。

【保健師主任】

「(2) 豊山町の高齢者が必要とする生活支援の課題について」資料3、4に基づき説明した。ここで、町独自サービスの利用の現状について、大下主事に高齢者・介護係の立場から伺いたいのですが、よろしいですか。

【参加者】

それでは説明しますので、資料3をご覧ください。今から私がお話するサービスは、要支援・要介護認定者に対するサービスとなっています。火災警報器と緊急通報電話の設置については、一人暮らしの方がボタンを押すと、保健師等のいるセンターにつながり、健康相談や緊急通報できる仕組みになっています。現在19件になっていますが、年々減っており、必要数に対して利用数は少ないような印象です。料金は基本的不かかりません。移送サービスは利用までに1週間程度の申請期間があり、利用者数は1人と記載していますが、0人の年もあります。多くの方は、社会福祉協議会の通院送迎サービスの方を利用しているのが現状です。配食サービスは、お弁当を1食当たり140円補助するサービスです。ただ、誰でも利用できるわけではなく、本人及び同居人によって調理が困難な方が対象です。寝具洗濯乾燥サービスは、約1割から2割の補助が受けられ、お得なサービスなのですが、こちらも利用者は2人と少ないです。こちらとしては、広報等を通してアピールしているつもりなのですが、なかなか利用者が増えていないというのが現状です。軽度生活支援についても、シルバー人材センターに草取り等をお願いしていますが、利用は少ない状況です。ホームヘルプサービスも0人です。日常生活用具貸与は、IH調理機器やガス警報器を貸出するサービスです。利用者は3人ですが、実際には継続して利用している方が多く新規利用は少ない状況です。タクシー利用の助成は、年々増加傾向にあります。高齢者人口の増加と比例し、割合としては増加していないと考えます。そしてこの資料には記載がありませんが、家族介護用品の助成も行っています。具体的にはおむつ等の補助です。豊山町では、タクシー代と家族介護用品の助成の利用は増加していますが、それ以外は減少あるいは横ばい傾向です。利用者が増えない理由として、要支援・要介護に限定しているからとも考えています。逆に言うと、これらサービスを使うために認定を受けている方もいらっしゃいます。現時点では、広報やケアマネの方にサービスの紹介をしているのですが、利用につながっていないのが現状です。

【保健師主任】

介護保険の認定結果のお知らせの際にも、町独自サービスの紹介はしていますが、あまり増えていない現状です。要介護者と関わる現場の方からすると、これらのサービスの使い勝手はどうなのでしょう。

【参加者】

お話を聞く限りでは、使った方が良いサービスというのは本当にたくさんあります。確かに、広報や介護認定結果の郵送物に案内が同封されていますが、多くの高齢者は、高齢者世帯が多いので、文書を読み解くことが大変だと思います。例えば介護認定の送付文書なら「要介護度がいくつか」を見るだけで、「ここにいろいろ書いてあるので、やって欲しいことがあったら申し込んで下さいね」とは伝えても、読むことが面倒な印象です。そもそも活字による広報というものに疑問を感じています。

【参加者】

ちなみにこういった媒体が有効だと考えられるでしょうか。

【参加者】

我々に関わる場合には、口頭で説明するようにしています。ただ、お知らせはしますが、利用を決めるのはご本人やご家族です。町独自サービスの利用件数を見て、我々の持てる力でもっと働きかけるべきなのかもしれないと思いました。

【保健師主任】

これらは、実際のところ、使いたいと思ってもらえるようなサービスでしょうか。

【参加者】

タクシーやおむつ代の助成はすごく感謝されていると感じます。

【参加者】

緊急通報電話は電話すると保健センターにつながるということですか。

【参加者】

いえ、民間の保健師がいるコールセンターにつながります。そこで健康相談を受けることもありますし、緊急性があれば救急車を呼びます。また、協力員を登録しておりまして、まずは協力員に様子を見に行ってもらくこともあります。

【参加者】

その実働件数はどうですか。設置件数ではなくて、実際に生命の危機を救った等の実績はありますか。

【参加者】

実際に緊急通報がされたことはほぼありません。ただ安心のために設置していることが多いのが実情です。問題点として、協力員が集まらないために申請が滞っているという面もあります。要支援・要介護に限定しているため利用が増えにくいのかもかもしれません。町独自サービスがなかなか普及しないのはどうしてなのか、検討しているところです。

【保健師主任】

今日この場では、皆様の声から、こういった困り事を実際によく聞くかということについて伺いたいのですが、例えば日常的な家事という分野について、何か困り事を聞かれたことはありますか。

【参加者】

サービスは、まず要介護だとか要支援という人が対象になっていますね。そうではない方も使えるサービスがあるようですが、今日はどのような状態の方を対象とした生活支援サービスの話し合いなのでしょうか。

【保健師主任】

要介護認定を受ける程ではないが、日常生活に何らかの支援を必要としている方を対象に考えたいと思っています。

そういった支援が必要な高齢者と実際に関わっている方にご意見をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

【参加者】

私の場合、以前はサロンにずっと来ていたのに最近来なくなった方に対して、「どうしたんだろうね」という声から、その人が怪我のために動けず家で1人きりだったという事情を拾うことができました。やはり、地域で皆が集まり定期的に来られる場所を作っておくと、その人が急に参加することができなくなった時、異変に気づくことができます。

また、先程文書のことについても話されていましたが、「役場からこんな文書が来たけれど何が書いてあるかよくわからないから教えて」という話もあります。

サロンをはじめ集まる場所があると、その中で人と人とのつながりができます。人を集める場所をつくるというところから、拾い出しをしていく方が良いように思います。漠然と「困っていることは何ですか」と聞いても、なかなか答えが出てこないと思うので、普段のつながりの中から声を拾い出すというのは必要なことだと思います。

【保健師主任】

ありがとうございます。昨年度から住民主体サロン活動支援事業を始め、住民の方同士で5人以上、定期的集まって活動しているところには活動費の補助を行っています。地域で新たな活動の場ができており、現在6グループあります。定期的集まるという面では見守りも兼ねていますし、人と人とのつながりもできます。

【参加者】

最近私たちのところでもサロンを行って集まっていますが、問題なのは来てくれない人ではないかと感じます。来る人は元気な人が多いので、来ていない人にこそ働きかけなければいけません。私たちは集まる場を作って待っているのではなく、入り込まなければならぬのです。来ている人たちに「閉じこもりは駄目」なんて言っても、実際に閉じこもっている人たちには意味が無い訳です。ただそれは個人情報観点から難しいのが現状です。

それと先程から話題に出っていますが、町の印刷物は文字が細かく、薄くて読めません。それでは印刷物を配る意味がないと思います。今スマホが流行るのは、一目でぱっとわかるからでしょう。長い文章が細かく薄い文字だったら、大事な情報だったと

しても読む気にはなりません。簡潔明瞭に伝えるというのが第一です。

私たちは今、借りた軽トラックに野菜を積んで、町内を回るということを考えています。歩けない人たちのために、豆腐屋さんのように、こちらから営業に出向きます。喜んでくれる人はいると思うし、サービスを提供する側も元気になれると思います。

【参加者】

良いと思います。ただ、役員交代した際に、新しい役員がやるかどうかは問題です。継続することが大切ですが、やる気を育てるのは難しいです。本町の老人クラブを例にすると、今は試験的に500円の商品券を渡して、参加率や意欲の向上につなげているところです。いわゆる有償ボランティアです。やる気があるのと無いのとでは違いますので、ボランティアポイントという制度も案に出ています。

【参加者】

ボランティアポイントにすれば、ボランティアをした側が、自分が支援を必要とする時に逆にボランティアに頼みやすくなるのではないかと思います。そういうことを実行する人や拠点がみつからないのは問題です。

【参加者】

自宅を改装して拠点にするのは、全国的には結構あるみたいですよ。

【参加者】

こういうことを行うためには、実際のところ各団体で人材は足りていらっしゃるのでしょうか。

【参加者】

実際にやるとなると、誰がやるかは問題になってくると思います。

【参加者】

先程の移動支援のアイデアはすごく良いと思いました。ただ、周囲から見える形でやっていかなければいけません。野菜などを売ることは、それ自体に意味はありますが、そこから発生する効果の方が大きいと思います。ボランティアの方等にお会いするといつも同じ顔ぶれで、「次の世代が無い」とおっしゃいます。次の世代への継続は難しいのが現状です。ただ、人材育成は、誰もが歳をとったらどうなるのかということを考える良いきっかけづくりになると思います。

そして気になるのが、青山地区には今新しい家がたくさん建っていますが、自治会に入ろうとしないことです。自治会はそれ自体に見守り効果があります。家にいる主婦の方もいらっしゃるの、組織化することにより独居高齢者の拾い上げにつながるのではないのでしょうか。ただ構想が大きくなってしまっているので、まずは何か目に見える形で、課題を一つずつ潰していくしかないと思います。

【参加者】

私は、広報が配られない自治会というの一番良くないと思います。広報を配ることで安否確認になっていました。

【参加者】

特に若い方は、広報があれば自治会に入らなくても済みます。子育てのこと等、何でも載っているからです。一方で、高齢者は自治会の役員をやりたがらないので、どんどん抜けていきます。現に、200世帯ある私の地区の自治会の加入率は6割です。また、個人情報の観点から、どこまで相談等に踏み込んで良いのかわかりません。

【保健師主任】

そうですね。どこから手をつけるかについても、皆様から是非ご意見を聞きたいです。先程の軽トラックに野菜を積んで回るというのは、やはりそういった住民の方からのニーズがあったから、ということなのでしょう。

【参加者】

いえ、実際に他市町村の地区でやっているの、一つの話として紹介してみました。

【参加者】

交通の不便なところではニーズがありそうですが、町内ではどうでしょう。

【参加者】

やはり、住民の方からのニーズがあるか、というのは大切なことだと思います。いろいろアイデアはありますが、本当に住民にとって必要なのか。町内には既にこれだけたくさんサービスがあります。しかし、中には法に基づいて行っているものもあり、豊山で必ずしも必要だとは言いきれません。住民がどういうサービスを望んでいるのか、傍に行き行って聞かなければなりません。

【参加者】

何かやろうとしても、コミュニティのメンバーが高齢化していて、次のなり手がいないというのは皆さん困っているようです。

【参加者】

次の世代を育てるのは大切ですね。ボランティアというのは無償が当たり前でした。しかし今は有償ボランティアという流れがあります。その流れを活用し、例えば貯まったボランティアポイントを換金して保育園の教材費等に充てる等のボランティアを循環させるのはどうでしょうか。

【参加者】

有償の使い方ですね。新しく何か始めるなら定着と継続が大切だと思います。介護保険を立ち上げた時も、皆さん最初は使いたがりませんでした。でも今はサービスが定着してきています。それは継続してきたからだと思います。今では、「お隣の家にヘルパーさんが来ているけれど、私も使えますか」というのが、サービス導入のきっかけになりやすいのです。

【参加者】

皆さんの話を聞いていると、自治体、老人クラブ等の団体がたくさんあり過ぎるように思います。だからどこに加入すれば良いかわからないのではないのでしょうか。どこに加入しても同じポイントという形にすれば、わかりやすいかもしれません。どの団体も、加入率は低下しているようですから。

【参加者】

住民のためになるサービスであれば、継続していくことで受け入れられていくと思います。まずはスタートを切って続けていくことが大切です。

【参加者】

話は変わりますが、社会福祉協議会のサービスは、どうして会員世帯だけなのか。

【参加者】

会費を頂いて運営しているので、会員に限らせて頂いています。

【参加者】

会員と会員以外の方で差別化してサービス提供すれば良いのではないのでしょうか。

【参加者】

年会費500円を頂いておりましたが、そのことについてもまた検討していきたいと思えます。

【参加者】

それと、資料4「安心」の④高齢者見守り協定とは具体的に何のことですか。

【参加者】

新聞会社、水道会社等と協定を結びまして、異変に気づいたら役場に平日休日問わず連絡を頂いて、職員が駆け付けるというものです。現時点で20団体近く協力して頂いています。

【参加者】

実績は今のところどうですか。

【参加者】

実際には2件です。孤独死の実例もあります。

【参加者】

豊山町には今これだけのサービスがあるとわかりました。これだけの支援をきちんと受けられれば、生活で困ることはそうそう無いでしょう。団体を使うなら、既成の団体を少し工夫するのが良いと思います。あえて需要があるかもわからない事業を増やす必要はないのではないのでしょうか。

【参加者】

あとは、PRです。「こういう事業があります」と各団体に紹介して、その各団体から住民に紹介してもらおうと効果があると思います。

【保健師主任】

今あるサービスを広げていくということだと、比較的取り組みやすいと考えます。

【参加者】

私もこれだけサービスがあれば、ほぼ網羅されていると思います。

【参加者】

それを活用すれば良いですね。

【保健師主任】

新しくサービスを作る際は、住民の方から本当に必要とされるものにしなければなりません。まずは今あるサービスについて、住民の方に上手く伝えられるように取り組んでいきます。

皆様、たくさんのご意見ありがとうございました。今日この場では解決しきれない課題がたくさんありましたので次回の協議体で検討をさせていただきます。協議体は、年3回程の開催を計画しております。次回は8月頃に2回目の開催を予定させていただきますと思います。その際にはぜひご参加よろしくお願い致します。

【司会】

これで、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、平成29年第1回豊山町生活支援体制整備協議体を終了します。ご協力ありがとうございました。

豊山町生活支援体制整備事業について

1. 豊山町生活支援体制整備事業の開始について

平成27年度の介護保険制度の改正によって、介護予防給付の一部である介護予防訪問介護及び通所介護は、町が地域の実情に応じた取組を行うことができる「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行され、ボランティアなど地域の多様な主体を活用しながら、高齢者を支援していくこととなりました。

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加など、多様な生活支援ニーズを抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、豊山町は平成28年度より必要な生活支援サービスの充実が図れるよう、「豊山町生活支援体制整備事業」を開始しました。

「豊山町生活支援体制整備事業」では、地域の互助を高め、地域全体で高齢者を支える体制づくりの構築を目指します。

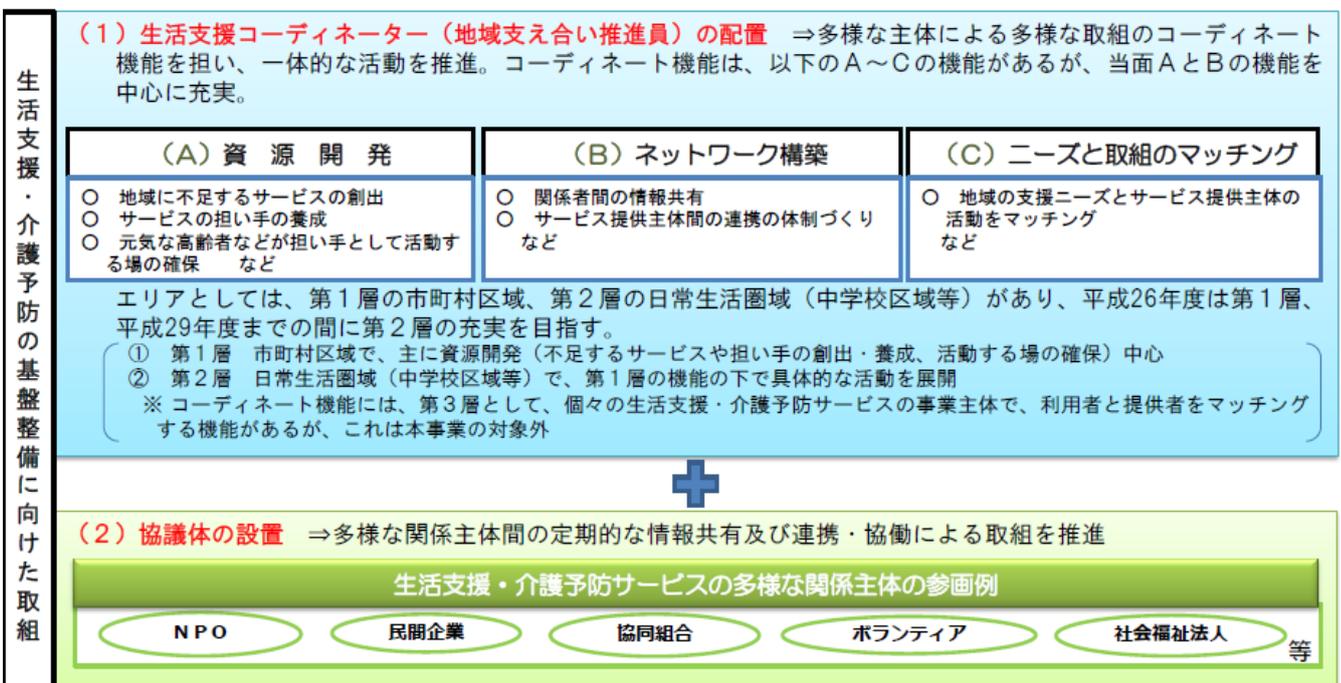
2. 「協議体」と「生活支援コーディネーター」について

生活支援サービスの体制整備にあたっては、地域の課題の把握をし、住民が必要とするサービスを作り出す必要があります。

そのため、地域で高齢者を支援する関係者間によって構成される「協議体」を設置し、地域の現状把握や課題を共有し、必要なサービスの協議をします。

また、地域における生活支援等の体制整備に向けた調整役となる「生活支援コーディネーター」を地域包括支援センター職員が担い、地域資源の開発や、関係者間のネットワークの構築、地域ニーズに対する支援等を行います。

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



○豊山町生活支援体制整備事業実施要綱

平成29年3月21日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙）のほか、この告示の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊山町（以下「町」という。）とする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条に規定する生活支援コーディネーターの配置
 - (2) 第5条及び第6条に規定する協議体の設置及び運営
- (生活支援コーディネーター)

第4条 生活支援コーディネーターは、地域における多様な主体による取組を調整し、地域での一体的な活動を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 資源開発
 - ア 地域に不足するサービスの創出
 - イ サービスの担い手の養成
 - ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保
- (2) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携の体制づくり
- (3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

(協議体)

第5条 生活支援サービスを担う多様な関係主体間の定期的な情報共有、連携及び協働によ

る体制整備の推進を目的として協議体を組織し、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関する事。
- (2) 地域ニーズの把握に関する事。
- (3) 情報の可視化の推進に関する事。
- (4) 企画、立案及び方針の協議に関する事。
- (5) 地域づくりに関する意識の統一に関する事。
- (6) 多様な関係主体間の情報交換に関する事。

(協議体の構成)

第6条 協議体は、次に掲げる者から構成する。

- (1) 町の職員
- (2) 生活支援コーディネーター
- (3) 社会福祉法人、民間企業、ボランティア、地域組織等の生活支援サービスを担う事業を行う団体の代表者又は当該団体に属する者
- (4) その他町長が必要と認める団体の代表者又は当該団体に属する者

(守秘義務)

第7条 協議体の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議体の庶務は、保険課地域包括支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

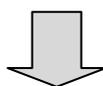
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

生活支援の課題について

1. 高齢者の生活をうまく営む「5つのこと」

「安心」の確保	自分のことをきにかけてくれる人がいる
「日常的な家事」	買い物や掃除、調理、布団干しなど
「外出」	通院や買い物
「交流」	友人や知人とのコミュニケーション
「非日常的な家事」	蛍光灯の交換、固い蓋の開け閉めなど日常生活で不意に起こること

生活支援ニーズは上記の5つのことのどれかがうまくいかなかった時に生じやすい



見守り活動・サービスを安心の確保につなぐために

「早期発見」「危機管理」「情報支援」「不安解消」の要素を意識した取り組みが必要

2. 豊山町の既存の地域資源について

(1) 高齢者の生活支援に係る地域資源について（資料4参照）

(2) 利用状況

町独自サービス（介護保険外サービス）

担当課：保険課高齢者・介護係

サービス内容	平成28年度実績
火災警報器設置・撤去	設置0件、撤去1件 29年3月末の設置数13件
緊急通報電話機設置・撤去及び保守委託、基本料金の補助	設置2件、撤去3件 29年3月末の設置数19件
移送サービス利用負担助成	年間延利用者数1人
業者委託による配食サービス	年間利用者数26人 配食数4,536食
寝具洗濯乾燥消毒サービス	年間延利用者数2人
軽度生活支援	年間延利用者数6人
高齢者福祉タクシー利用料金助成	申請者数82人 年間延利用枚数755枚
高齢者ホームヘルプサービス	年間延利用者数0人
日常生活用具等貸与事業	年間延利用者数3人

(3) 高齢者へ対する生活支援の課題について

・「安心」の確保

・「日常的な家事」

・「外出」

・「交流」

・「非日常的な家事」

生活支援サービスに関する豊山町の地域資源一覧表（1）

※サービス対象者の見方

要介護・要支援者が使えるサービス

要介護・要支援者以外で援助が必要な方が使えるサービス

資料4-1

区分	公的サービス		保険外サービス（非営利・福祉組織）				市場分野（民間企業）
	町福祉サービス（地域支援事業含む）	介護保険サービス	社会福祉協議会	介護事業所	シルバー人材センター	地縁団体等	
日常的な家事	<p>①かっぱうぎサービス 内容:シルバー人材センター会員による買い物等の60分以内の生活支援 料金:1回100円(週1回まで)</p> <p>②軽度生活支援の助成 内容:外出・散歩などの付き添い、買い物、寝具類の日干し、庭の手入れや室内外の軽微な修繕等をおこなった場合の費用を助成 料金:委託費用の1割を自己負担(事業者に直接支払い) 対象:要介護・要支援認定者</p> <p>③寝具洗濯乾燥委託の助成 内容:布団・毛布等の洗濯・乾燥・消毒を業者に委託した場合の費用を助成 料金:委託費用の1割を自己負担(事業者に直接支払い) 対象:要介護・要支援認定者</p> <p>④ホームヘルプサービス 内容:自宅にヘルパーを派遣し、調理や洗濯、掃除等、家事に関することを援助 料金:1時間あたり235円 対象:要介護・要支援認定を受けていない独居高齢者や高齢者世帯等、一時的に援助が必要な方</p>	訪問介護事業所(1事業所)			<p>①定額有償家事援助サービスあいあい 内容:衣類洗濯や清掃、買い物付き添い、診察券出し、ゴミ出し、話し相手、庭の手入れ、電球取り換え、裁縫、布団干し等 料金:1回あたり30分以内は300円、1時間以内は600円、1時間以上は30分ごとに300円加算 対象:介護認定を受けていない高齢者のみ世帯及び障がい者のみ世帯</p>		<p>①大安商店 内容:食料品の配達や、宅急便の集荷 配達料金:無料</p> <p>②セブンイレブン 内容:店頭販売商品の配達、管理栄養士が栄養管理した日替わり弁当や惣菜の配達 配達料金:無料(500円未満は123円)</p> <p>③アピタ 内容:食料品や日用品の配達 配達料金:1回300円</p>
安心	<p>①配食サービス 内容:栄養改善と安否確認を目的として自宅に昼食や夕食を配達 料金:1食あたり140円補助 対象:要介護・要支援認定者や事業対象者等で本人または同居者によって食事調理が困難な方</p> <p>②緊急通報福祉電話の貸与 内容:自宅で使用する緊急通報用の福祉電話機や火災報知機を貸与 料金:無料(基本料、通話料は自己負担) 対象:独居の要介護・要支援認定者等</p> <p>③日常生活用具の貸与 内容:ガス漏れ警報器や電磁調理器を貸与 料金:無料 対象:住民税非課税世帯の独居の要介護・要支援認定者等</p> <p>④高齢者等見守り協定</p>	訪問介護事業所(1事業所)				<p>①老人クラブ活動</p> <p>②民生委員</p>	

生活支援サービスに関する豊山町の地域資源一覧表（2）

※サービス対象者の見方

要介護・要支援者が使えるサービス

要介護・要支援者以外で援助が必要な方が使えるサービス

資料4-2

区分	公的サービス		保険外サービス（非営利・福祉組織）				市場分野（民間企業）
	町福祉サービス（地域支援事業含む）	介護保険サービス	社会福祉協議会	介護事業所	シルバー人材センター	地縁団体等	
外出 通院や 買い物	<p>①タクシー利用の助成 内容：通院、買い物等に利用するためのタクシー料金を助成 料金：初乗り運賃と迎車料金を助成するタクシー利用券を1か月あたり2枚交付 対象：要介護・要支援認定者（障がい者等福祉タクシー利用券の受給者を除く）</p>	<p>訪問介護事業所 (1事業所)</p>	<p>①福祉車両貸出サービス 内容：車椅子対応の車両を3日間まで貸与 料金：無料（燃料費や通行料は自己負担） 対象：車椅子使用者の社会福祉協議会会員世帯</p> <p>②通院送迎サービス 内容：社会福祉協議会から半径1.5km以上、5km未満の医療機関への送迎 料金：無料（年12回まで） 対象：社会福祉協議会賛助会員（2口以上）世帯のうち、要介護・要支援認定者や障がいのある方で、医療機関に自力で行くのが困難な方</p>				
交流 友人、 地域交流 等	<p>①包括主催介護予防教室</p> <p>②健康ほっとサロン 内容：音楽療法、運動療法</p> <p>③元気はつらつサロン 内容：体操、レクリエーション</p> <p>④住民主体サロン活動支援 内容：介護予防を目的とした住民主体サロンに、町が活動費の補助を行う</p>	<p>通所介護事業所 (3事業所)</p>	<p>①ふれあい食事会</p> <p>②ふれあいいいきサロン</p> <p>③傾聴ボランティア</p>			<p>①老人クラブ活動</p> <p>②健康体操グループ</p>	
非日常的な家事 大掃除や 草むしり 等	<p>①軽度生活支援の助成</p>		<p>①大掃除サービス 内容：居間や台所、浴槽、洗面所、トイレ等の大掃除を業者に委託した場合の費用を助成 料金：1800円（限度額16200円） 対象：社会福祉協議会会員世帯のうち要介護・要支援認定者や障がいのある方で、自力で大掃除が困難な方</p>		<p>①定額有償家事援助サービスあいあい</p>		<p>④新栄薬局 内容：紙おむつや介護用品の配達 配達料金：無料</p> <p>⑤小塚石油 内容：灯油の配達 配達料金：18リットル缶130円</p>
ちよっとしたこと 蛍光灯の交換や、 硬いフタの開け閉め、 ゴミ出し等					<p>①定額有償家事援助サービスあいあい</p>		